

佐賀県議会議員選挙鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区選挙長告示
第二号

平成二十三年四月十日執行の佐賀県議会議員選挙における鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成二十三年四月一日

佐賀県議会議員選挙

鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区

選挙長 貞 松 徳 美

一 場所 佐賀県庁（正庁）

二 日時 平成二十三年四月十三日 午前九時三十分